

独立行政法人日本学術振興会の
令和元年度における業務の実績に関する評価（案）

令和 2 年〇月
文部科学大臣

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学術振興会	
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第4期）
	中期目標期間	平成30年～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	研究振興局	担当課、責任者	振興企画課、坂口昭一郎
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、坂本修一

3. 評価の実施に関する事項
<p>令和2年7月13日 独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会合第1回を開催し、評価項目等の確認を得るとともに、自己評価結果について、日本学術振興会の役員（理事長、理事、監事）及び職員（担当事業部長）からヒアリングを実施し、有識者会合委員から意見を聴取した。</p> <p>令和2年7月16日～27日 本評価書（案）について、有識者会合委員から書面にて意見を聴取した。</p> <p>令和2年8月5日 有識者会合第2回を開催し、有識者会合委員から寄せられた意見を反映した本評価書（案）について、同委員の確認を得た。(P)</p>

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
		A	A			
評価に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>○日本学術振興会は、長い歴史の中で構築した数多くの研究機関及び研究者とのネットワークを活用しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を行っており、研究者の知的探求心や自由な発想を源泉とする「学術研究」の振興を目的とし、学術研究における多様な特性・ニーズに応じた支援を行う我が国唯一のファンディングエージェンシーとしての役割を十分に果たしている。</p> <p>○科学研究費助成事業（科研費）においては応募研究課題数が年々増加している中、令和2年4月1日交付内定予定であった種目について、計画通りのスケジュールで交付内定通知を出しており、極めて迅速かつ円滑・適切に審査業務が実施されたと認められる。また、若手研究（2回目）の応募者の基盤研究（S・A・B）との重複応募制限を緩和するなど若手研究者の挑戦を促す改善策や、研究者の海外渡航時における科研費の中断・再開を認めるための制度改善を令和元年度から導入するなど、研究者の立場にたった改善策を積極的に講じられていることも高く評価できる。</p> <p>○特別研究員事業において、限られたスケジュールの中で業務を着実に実施しつつ、審査方針の不断の見直しや国費を原資としない奨学金等を研究専念義務の範囲内で受給可能とするなど、研究者のニーズを踏まえ、優秀な若手研究者の確保に資する更なる制度改善を実施している点は評価できる。</p> <p>○国際共同研究事業において、スイス科学財団（SNSF）と将来のリードエージェンシー方式導入を見据えた合同審査を実施したことは、SNSFとの協力関係を一層強固にする取組であるとともに、今後のリードエージェンシー方式の実施拡大に向けて重要な取組であり、高く評価できる。また、新規同窓会の設立要望を踏まえ積極的に支援を行い、北欧とアジア各一つずつ同窓会を新設したことや、諸外国の学術振興機関との会合等に積極的に参画し、着実にパートナーシップを強化している点も評価できる。</p> <p>○大学教育改革の支援では、国の定めた制度・方針を踏まえ、迅速に事務体制を整えながら、事業ごとに専門家による委員会等を設置し、各事業における審査・評価業務をすべて滞りなく実施したことは評価できる。また、博士課程教育リーディングプログラムにおいて、補助期間の終了に当たり、修了者の各界での活躍状況等をまとめた広報用成果報告書を経団連の会員企業1,433社に配布するなど、各界における博士号取得者の活用を促すための取組を積極的に講じたこと、卓越大学院プログラムにおいて、審査・評価の着実な実施に留まらず、委員等へのアンケート調査により課題を抽出するなど、今後の高等教育政策も見据えた事業の改善に積極的に貢献したことも高く評価できる。</p> <p>○特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な業務運営が行われていることが認められる。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に対し、各事業において研究者のニーズを踏まえながら柔軟な対応を行った点は高く評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外特別研究員事業において、渡航や現地での研究実施が困難となった採用者に対して渡航延期などの措置を講じたこと ・科研費において、令和元年度末の繰越申請件数・補助事業期間延長承認申請が増大したことに対し、提出期限を延長するなどの弾力的な運用を行ったこと 等

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<p>○平成30年度科研費（平成29年9月公募）から適用した新たな審査システムについて、すでに検証作業に着手し更なる改善に努めるなど、科研費改革の着実な実施に向けた取組が認められる。引き続き、科研費制度全体の改善に向け、学術システム研究センター等も活用し検討を進めることを期待する。</p> <p>○引き続き、学術システム研究センターや外部有識者による会議、日本学術振興会のHPの問合せフォームに寄せられる提案等を活用して、より一層研究者の知見を取り入れるとともに、学術情報分析センターによるエビデンスに基づく分析も活用し、各事業についての検証を行い改善に努めることを期待する。</p>
その他改善事項	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各事業においては引き続き状況に応じて柔軟な対応を検討し、研究者が研究に専念できるよう、環境整備や支援に努めていただきたい。</p>

主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし
---------------------	------

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 総合的事項	B	B				I-1	
（1）研究者等の意見を取り入れた業務運営	(b)	(b)					
（2）第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化	(a)	(a)					
（3）学術研究の多様性の確保等	(b)	(b)					
2. 世界レベルの多様な知の創造	A○重	A○重				I-2	
（1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進	(s○重)	(s○重)					
（2）研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	(a○重)	(a○重)					
（3）学術の応用に関する研究等の実施	(b○重)	(b○重)					
3. 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	B○重	B○重				I-3	
（1）自立して研究に専念できる環境の確保	(a○重)	(a○重)					
（2）国際舞台で活躍する研究者の養成	(b○重)	(b○重)					
（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供	(b○重)	(b○重)					
（4）研究者のキャリアパスの提示	(b○重)	(b○重)					
4. 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	A	A				I-4	
（1）世界最高水準の研究拠点の形成促進	(b)	(b)					
（2）大学教育改革の支援	(a)	(a)					
（3）大学のグローバル化の支援	(a)	(a)					
5. 強固な国際研究基盤の構築	B重	B重				I-5	
（1）事業の国際化と戦略的展開	(a重)	(b重)					
（2）諸外国の学術振興機関との協働	(b重)	(b重)					
（3）在外研究者コミュニティの形成と協働	(b重)	(a重)					
（4）海外研究連絡センター等の展開	(b重)	(b重)					

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30年 度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
6. 総合的な学術情報分析基盤の構築	B	B				I-6	
（1）情報の一元的な集積・管理	(b)	(b)					
（2）総合的な学術情報分析の推進	(b)	(b)					
（3）学術動向に関する調査研究の推進	(b)	(b)					
7. 横断的事項	B	B				I-7	
（1）電子申請等の推進	(b)	(b)					
（2）情報発信の充実	(b)	(b)					
（3）学術の社会的連携・協力の推進	(b)	(b)					
（4）研究公正の推進	(b)	(b)					
（5）業務の点検・評価の推進	(b)	(b)					
II. 業務運営の効率化に関する事項							
1. 組織の編成及び業務運営	—	—					
2. 一般管理費等の効率化	—	—					
3. 調達等の合理化	—	—					
4. 業務システムの合理化・効率化	—	—					
III. 財務内容の改善に関する事項							
IV. その他業務運営に関する重要事項							
1. 内部統制の充実・強化	—	—					
2. 情報セキュリティへの対応	—	—					
3. 施設・設備	—	—					
4. 人事	—	—					
5. 中期目標期間を超える債務負担	—	—					
6. 積立金の使途	—	—					

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、平成 30 年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

※5 評価区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上 120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の評価とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。